

別紙

平成25年度死亡時画像読影技術等向上研修事業委託費交付要綱

(通則)

- 1 平成25年度死亡時画像読影技術等向上研修事業委託費については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 厚生省 令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この委託費は、異状死等の死因究明のため、CT等を使用して行う死亡時画像診断について、放射線科等医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るための研修を実施し、死因究明体制の充実を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この委託費は、別紙「死亡時画像読影技術等向上研修事業実施要綱」に基づき、別途公募により選定された団体が行う事業とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この委託費の交付額は、次により算出するものとする。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
(1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
4, 185 千円	事業実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費 （消耗品費、印刷製本費、教材費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料（会場借料等）

（委託費の概算払）

5 国は、原則として支払うべき額を確定した後、委託事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、国は、委託事業者から適法な精算払請求書を受領してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、委託事業者が概算払による支払を要望する場合は、国は委託事業者の資力、委託事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

（交付の条件）

6 この委託費の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出

について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (5) 委託事業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人であって国が所管するものである場合、この委託費に係る支出明細書を別紙様式3により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は平成26年7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省に報告しなければならない。

- (6) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により委託費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（申請手続）

- 7 この委託費の交付の申請は、別紙様式1による申請書を平成 年 月 日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。 （調整）

（変更申請手続）

- 8 この委託費の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、平成 年 月 日までにを行うものとする。 （調整）

（交付決定までの標準的期間）

- 9 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(実績報告)

- 10 この委託費の事業実績報告は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は平成26年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(委託費の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき委託費の額を確定した場合において、既にその額を超える委託費が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により4、7、8及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。